

## ○安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市は、市内事業所における男性の育児休業の取得促進、共育での推進及び仕事と家庭の両立支援を図ることを目的として、育児休業を取得する男性労働者の業務をフォローする従業員に対する手当の支給等を通じて、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組む市内事業所に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 市内事業所

安芸市内に本社又は主たる事業所を有し、常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主

#### (2) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業又は市内事業所が独自に育児休業と定めた規約等に規定する育児休業をいう。

#### (3) 対象従業員

次に掲げる要件にすべて該当する男性従業員をいう。

ア 雇用保険の被保険者であること。

イ 養育する子が原則1歳になるまでの間に育児休業を取得していること。

ウ 市内事業所に勤務していること。

エ 育児休業を終了し、原則として原職に復帰後、第6条に定める交付申請日まで雇用が継続していること。

#### (4) 代替従業員

対象従業員の業務を代替又は補助した従業員をいう。ただし、代替雇用した場合を除く。

(5) 代替日数

代替従業員が対象従業員の業務を代替し、かつ当該業務に従事した日として出勤簿など客観的に確認できる資料により確認できる日。

(6) 手当

代替従業員に対し、業務負担の増加に対応するため事業者が支給する金銭をいう。

(対象事業者)

第4条 交付対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内事業所であること。
- (2) 市内勤務の常時雇用する従業員を2人以上雇用していること。
- (3) 雇用保険適用事業所であること。
- (4) 就業規則又は労働協約等に育児休業についての規定を設けていること。
- (5) 高知県が実施する「こうち男性育休推進企業」に登録されていること。
- (6) 当該年度の4月1日以降に、対象従業員が14日以上連続して育児休業を取得していること。
- (7) 代替従業員に対し、手当を支給し、支給実績が確認できること。
- (8) 安芸市税を滞納していないこと。
- (9) 別記第1に掲げるいずれにも該当しないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、代替従業員に対して支給された手当の額（1人あたり日額上限8,000円とする。）に代替日数（1人あたり30日を上限とする。）を乗じて得た額の合計とする。ただし、1事業所あたり50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付は、予算の範囲内において、申請の受付順により行うものとする。

2 奨励金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、毎年度3月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 給与規程、就業規則、社内通知その他手当制度が確認できる書類
- (3) 代替従業員への手当支給が確認できる書類（賃金台帳、給与明細など）
- (4) 業務代替が確認できる書類（業務分担表など）
- (5) 代替従業員の勤務状況が確認できる書類（出勤簿など）

- (6) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (7) 対象従業員の育児休業の状況及び復帰後の出勤状況が確認できる書類の写し
- (8) 安芸市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 奨励金の交付の申請は、1事業者につき1年度において1回限りとする。

（交付決定及び支払）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、奨励金を支払うものとする。

（不交付）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。

- (1) 虚偽の申請があつた場合
- (2) 申請者が、第4条のいずれかに該当しないことが判明した場合
- (3) その他奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 市長は、奨励金の不交付を決定した場合は、安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（返還）

第9条 市長は、申請者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の交付を受けたと認められるときは、安芸市男性育児休業取得促進支援奨励金交付決定取消・返還通知書（様式第5号）により、当該申請者に対して交付額全額を返還させるものとする。

（検査等）

第10条 市長は、奨励金の支給について、必要と認める場合は、申請者及び対象従業員等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 申請者は、前項の規定に基づき、通知を受けたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別記第1（第4条関係）

- 1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。